

## **第3章 計画の基本的考え方**

---

### **1 基本理念**

この計画は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有すると  
いう基本的認識のもとに、次の3項目を基本理念として策定します。

- (1) 未来を担う子どもたちが明るく健やかに成長できるような環境  
づくり
- (2) 子どもを持ちたいと希望する人が安心して子どもを生み育てる  
ことができる社会づくり
- (3) 子どもを育てている人が子育てに伴う喜びを実感できるような  
環境づくり

## 2 基本的視点

この計画は、次の8項目を基本的視点として策定します。

### (1) 子どもの利益を尊重する。

子育ては男女が協力して行うべきとの視点に立ち、「児童憲章」※の理念のもとに、輝く未来と無限の可能性を持つすべての子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重した、子どものための計画とします。

### (2) 次世代の親づくりを図る。

子どもは次世代の親になるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための施策を推進します。

### (3) 利用者の立場に立つ。

子育てには、物的支援及び精神的支援を必要としますが、その支援策を策定するに当たっては、常に、多様な個別のニーズに柔軟に対応できる、利用者が利用しやすい子育て支援策とします。

### (4) 社会全体で子育て支援を行う。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、行政や企業、施設や学校、町内会などの地域社会が相互に協力しあって、社会全体で子育て支援ができるような施策を推進します。

### (5) 仕事と生活の調和の実現を目指す。

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するために、また少子化対策の観点からも重要であり、地域の実情に応じた取組を推進します。

**(6) すべての子どもと家庭への支援を行う。**

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育て家庭の孤立や負担感の増大などの問題を踏まえ、広くすべての子どもと子育て家庭への支援を推進します。

**(7) 地域における社会資源を効果的に活用する。**

地域で子育てに関する活動を行うNPO※や育児サークル、母親クラブ、あいご会、町内会をはじめとする様々な地域活動団体、事業者、民生委員・児童委員※及び高齢者などと協力して、地域での子育て支援を推進します。

また、児童養護施設※、保育所、幼稚園、児童センター、地域福祉館及び学校施設等をはじめとする公共施設の活用を推進します。

**(8) サービスの質を向上させる。**

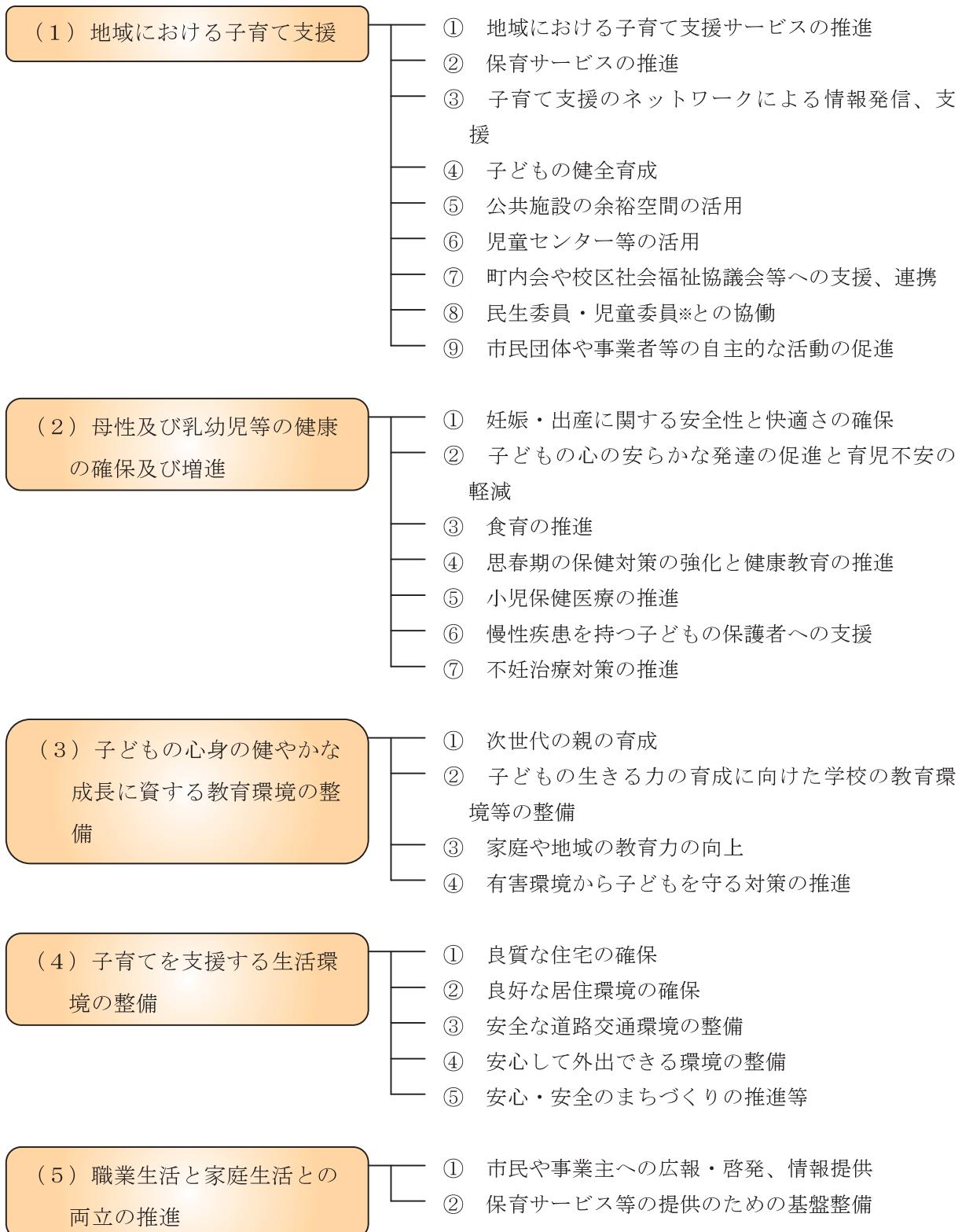
利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するために、人材の資質の向上を図るなどサービスの質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めます。

### **3 基本的施策**

次世代育成支援対策は、妊娠中の母子保健施策から子どもの成長に応じて、保育、教育などに及ぶとともに、子どもの育つ生活環境、安全の確保、親の就労状況などにもかかわることから、この計画は、次の11項目を基本的施策として展開します。

- (1) 地域における子育て支援
- (2) 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進
- (6) 子どもの安全の確保
- (7) 児童虐待対策の推進
- (8) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (9) 障害のある子どもへの支援
- (10) 配偶者等からの暴力に対する対策の推進
- (11) 子育てに対する経済的支援

## 4 施策の体系



(6) 子どもの安全の確保

- ① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ③ 被害に遭った子どもへの支援

(7) 児童虐待対策の推進

- ① きめ細やかな相談の実施
- ② 関係機関等との連携
- ③ 児童虐待防止の意識啓発及び通報先の広報
- ④ 育児不安を抱える家庭への支援

(8) ひとり親家庭の自立支援  
の推進

- ① きめ細やかな相談の実施
- ② 子育てや生活に関する支援
- ③ 就業に関する支援
- ④ 養育費の確保
- ⑤ 経済的な支援

(9) 障害のある子どもへの支  
援

- ① 障害の早期の発見及び対応の推進
- ② 障害のある乳幼児への保育の推進
- ③ 障害のある児童生徒への教育の推進
- ④ 障害のある子どもの生活の支援と社会参加の促進
- ⑤ 経済的な支援

(10) 配偶者等からの暴力に対  
する対策の推進

- ① きめ細やかな相談の実施
- ② 緊急一時保護の実施及び自立への支援

(11) 子育てに対する経済的支  
援

- ① 保育料等の軽減
- ② 保育所及び幼稚園への助成
- ③ 各種手当の支給
- ④ 乳幼児等の医療費助成
- ⑤ 学校教育における助成